

特定資産取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、本機構の会計規程第29条第1項に定める特定資産の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本機構に次の特定資産を置くことができる。

- (1) 下水道新技術基金
- (2) 退職給付引当資産
- (3) 役員退職慰労引当資産
- (4) 特定費用準備資金

(下水道新技術基金)

第3条 下水道新技術基金は、公益目的事業活動の維持強化を図るための資金とすることを目的とし、公益目的保有財産とする。

2 下水道新技術基金は、20億円を限度に積み立てるものとする。

3 下水道新技術基金は、次の各号のいずれかに該当するときに理事会の決議を経て取り崩すものとする。

- (1) 公益目的事業活動を行うために必要が生じたとき
- (2) 地方公共団体との共同研究を踏まえて実施した事業に係る改良工事において、本機構が費用の補填をする必要が生じたとき

(退職給付引当資産)

第4条 退職給付引当資産は、職員の退職手当の支払いに充てることを目的とする。

2 退職給付引当資産は、退職給付引当金の期末残高を限度として積み立てるものとする。

3 退職給付引当資産は、次の各号のいずれかに該当するときに取り崩すものとする。

- (1) 職員に退職手当支給規程に基づき退職手当を支払うとき
- (2) 退職手当の引き下げその他の制度の変更により現に積み立ててある退職給付引当資産の額が前項の規定による積立限度額を超えたとき

(役員退職慰労引当資産)

第5条 役員退職慰労引当資産は、役員の退職慰労金の支払いに充てることを目的とする。

2 役員退職慰労引当資産は、役員退職慰労引当金の期末残高を限度として積み立てるものとする。

3 役員退職慰労引当資産は、次の各号のいずれかに該当するときに取り崩すものとする。

- (1) 役員に役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程に基づき退職慰労金を支払うとき
- (2) 退職手当の引き下げその他の制度の変更により現に積み立ててある役員退職慰労引当資産の額が前項の規定による積立限度額を超えたとき

(特定費用準備資金)

第6条 特定費用準備資金は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てることを目的とする。

2 特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定期間、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を満たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

3 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

(特定資産の管理・運用)

第7条 特定資産の管理・運用は、元本が確実に回収でき、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で行うものとし、管理・運用に関し必要な事項は別に定める財産管理運用規程による。

(目的外の取崩し等)

第8条 第3条から第6条までの特定資産の取り崩しに関する規定にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、理事長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成28年5月24日 一部改正